

核燃料施設等における安全実績指標（PI）報告について（放射線安全）《一部改》

1. はじめに

「原子力規制検査等に関する規則」第5条及び「原子力規制検査等実施要領」2.2（2）に基づき、核燃料施設等（使用者にあっては令第41条に各号に掲げる核燃料物質の取扱いに係るものに限る。）にあたっては、以下の安全実績指標を当該年度の終了後45日以内に報告することを求めており、以下に具体的な提出方法を示す。

放射線安全（年度ごと）

- （1）放射性廃棄物の過剰放出件数
- （2）被ばく線量が線量限度を超えた件数
- （3）事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数

2. 報告の内容

（1）放射性廃棄物の過剰放出件数

- ・年度期間中に発生した保安規定に定める管理目標値※を超える放射性廃棄物（液体及び気体のみ。固体は含まず。）の過剰放出件数。核種毎の記載は不要であるが、拠点ごとにまとめる場合は施設名（許可単位）の記載が必要。

~~・ただし、過剰放出があった場合には該当する核種やその改善策などを詳細に記載するとともに、少なくとも5年間記載を継続する。~~

※保安規定に管理目標値の記載がない施設は、法令に定める濃度限度。

（2）被ばく線量が線量限度を超えた件数

- ・年度期間中の放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める線量限度を超えた件数。

~~・ただし、線量限度を超えた場合にはその内容及び改善策などを詳細に記載するとともに、少なくとも5年間記載する。~~

（3）事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数

- ・年度期間中に法令に定める事故報告基準となる実効線量（5mSv）を超えた件数。

~~・ただし、実効線量を超えた場合にはその内容及び改善策などを詳細に記載するとともに、少なくとも5年間記載する。~~

3. 報告の様式

核燃料施設等においては、上記2.の内容を項目毎に記載して、A4サイズのPDF形式でメール等にて提出する。報告時の表紙は添付参照。

4. 提出の方法

メールにて、アドレス（nra.contact.047y.a8s@ks.nsr.go.jp）宛てに提出。

以上